

■ 長期優良住宅法施行規則に基づく所管行政庁が

必要と認める図書・不要と認める図書について（長野市 R4. 2. 20～）

（必要と認める図書）

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（（平成 11 年法律第 81 号）以下、「品確法」という。）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書（以下、「確認書」という。）を交付された住宅にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付した確認書の写し
- (2) 品確法第 6 条の 2 第 4 項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（以下、「長期使用構造等確認済住宅性能評価書」という。）を交付された住宅にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付した長期使用構造等確認済住宅性能評価書の写し
- (3) 登録住宅型式性能認定等機関（品確法第 44 条第 3 項に規定するものをいう。以下(3)において同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第 31 条第 1 項に規定するものをいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。（4）において品確法施行規則という。）第 41 条第 1 項に規定するものをいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認をしたことを証する書面を含む。）の写し
- (4) 品確法第 40 条に規定する認証型式住宅部分等である住宅又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第 45 条第 1 項に規定するものをいう。）の写し
- (5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する住宅にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関（品確法第 59 条第 1 項に規定するものをいう。以下(5)において同じ。）が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（品確法第 58 条第 1 項に規定するものをいい、登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、登録試験機関が交付した当該試験等の結果を証する書面）
- (6) 法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合する旨を説明した図書

（不要と認める図書）

- (1) 確認書の写しを添えたものにあつては、各種計算書
- (2) 長期使用構造等確認済住宅性能評価書の写しを添えたものにあつては、各種計算書